



平成 18 年 10 月 10 日

各 位

会 社 名 株式会社アイケイコーポレーション
代 表 者 名 代表取締役社長 加藤 義博
(コード番号 3377 東証二部・JASDAQ)
問 合 せ 先 経営管理室・人財管理室・
経営企画室管掌
取 締 役 松本 博幸
(TEL. 03-5773-8414)

「改正道路交通法後のオートバイユーザーの意識調査」実施に関するお知らせ

当社は、平成 18 年 6 月 1 日の「改正道路交通法」施行より 3 ヶ月を機に「改正道路交通法後のオートバイユーザーの意識調査」と題し、アンケートを実施いたしましたのでお知らせいたします。

本調査は、当社を取り巻く市場環境の認識を目的に実施いたしました。

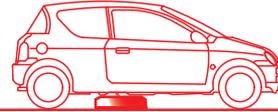
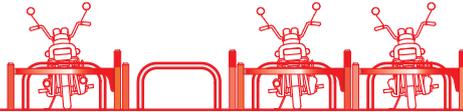
今後については、今回の有効回答を当社の事業展開に活かし、オートバイを取り巻く環境の整備、ユーザーのオートバイライフのサポートにより努めてまいります。

なお、調査結果につきましては、次頁以降、別紙のとおりとなっております。

以上



改正道路交通法後の オートバイユーザーの意識調査



2006年10月

報道関係各位

オートバイ買取専門店「バイク王」を全国展開する株式会社アイケイコーポレーション(代表取締役社長:加藤義博、資本金:583,346千円、本社:東京都渋谷区、以下「当社」)は、本年6月1日に施行された違法駐車取締り強化を柱とする改正道路交通法より3ヶ月を機に、「改正道路交通法後のオートバイユーザーの意識調査」と題し、9月22日から25日にかけて、東京・名古屋・大阪在住のオートバイユーザーを対象としたアンケートを実施いたしました。

改正道路交通法により、四輪車と同様の取締り対象となったオートバイですが、改正以前・以後でその環境にどのような変化があったのか、そして当事者であるユーザーはどのように感じているのか――

「オートバイライフの総合プランナー」をビジョンに掲げる当社は、ユーザーの動向を適時にキャッチし、今後の事業に活かすツールとして当アンケートを実施するとともにオートバイを取り巻く環境整備の促進に結びつくこと、そして、少しでも多くの方にオートバイへの知識・理解を深めていただけることを切望し、以下に結果を報告いたします。

「改正道路交通法」とは

慢性的な交通渋滞の緩和、交通事故の減少を目的に、本年6月1日より施行された駐車違反取締り強化を柱とした法令。これにより、駐停車違反の取締りが民間に業務委託され(都内では、12区43署が委託)、取締りの強化が進むと考えられている。

違法駐車のもたらす弊害として、交通渋滞やこれによる時間的な経済損失、大気汚染による温暖化問題、都市景観の悪化など、様々な問題が生じている。

【調査概要】

調査地域： 東京・大阪・名古屋

調査対象： オートバイユーザー男女10代～60代

有効回答数： 500サンプル (東京/254、名古屋/96、大阪/150)

(原付・小型保有者/100、中型保有者/200、大型保有者/200)

調査方法： インターネットリサーチ

調査時期： 2006年9月22日～9月25日

同資料に関するお問い合わせ先

■株式会社アイケイコーポレーション
経営企画室：西元・伊藤・香川
TEL 03-5773-8414 / FAX 03-5773-8586
東京都渋谷区恵比寿南1-6-10
恵比寿MFビル14号館5F

■共同PR株式会社
第3業務局：峰松・生田(イクタ)
TEL 03-3571-5171 / FAX 03-3574-9364
東京都中央区銀座7-2-22 同和ビル



株式会社アイケイコーポレーション

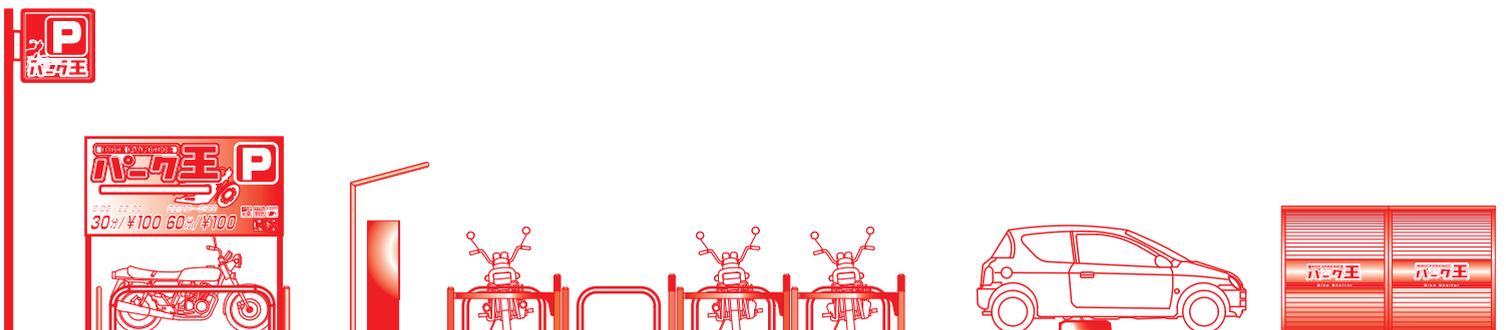


改正道路交通法後の オートバイユーザーの意識調査



株式会社アイケイコーポレーション

Q1. オートバイの利用頻度を教えてください……………	P. 1
Q2. 6月1日に施行された「改正道路交通法」により、駐車違反の取締りが厳しくなったことを知っていますか……………	P. 1
Q3. 「改正道路交通法」以降、駐車違反の取締りが実際に厳しくなったと思いますか……………	P. 2
Q4. 「改正道路交通法」以前・以後で時間貸しオートバイ駐車場の利用頻度、オートバイの利用頻度は変わりましたか……………	P. 3
Q5. 時間貸しオートバイ駐車場を利用する頻度を教えてください……………	P. 4
Q6. 時間貸しオートバイ駐車場について、1時間いくらだと高いと感じますか……………	P. 6
Q7. 時間貸しオートバイ駐車場に求めるものをお答えください ※複数回答……………	P. 7
Q8. オートバイユーザーの環境改善について、今後期待することはありますか ※フリー回答……………	P. 9
■株式会社アイケイコーポレーション会社概要……………	P.10

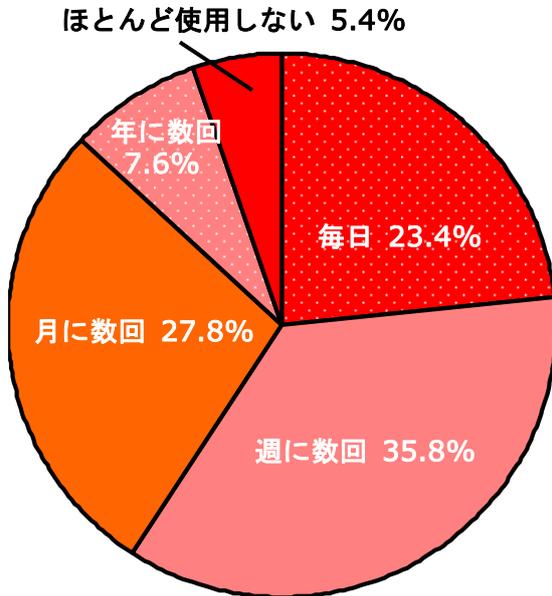




改正道路交通法後の オートバイユーザーの意識調査

約 6 割のユーザーが日常的にオートバイを利用!!

Q1. オートバイの利用頻度を教えてください



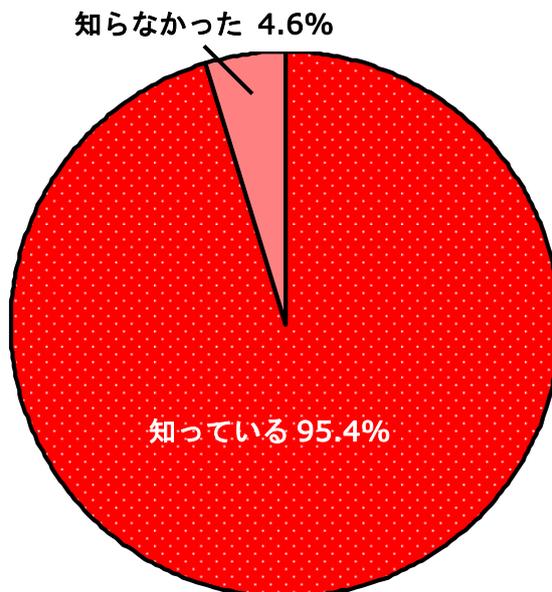
	項目	度数	%
1	毎日	117	23.4
2	週に数回	179	35.8
3	月に数回	139	27.8
4	年に数回	38	7.6
5	ほとんど使用しない	27	5.4

東京・名古屋・大阪といった大都市圏において、オートバイの利用頻度は、23.4%が「毎日」、35.8%が「週に数回」と回答。

公共機関と同様、オートバイは「生活の足」、「移手段」として日常的に利用されていることがわかります。

「改正道路交通法」、95%以上が認識!!

Q2. 6月1日に施行された「改正道路交通法」により、駐車違反の取締りが厳しくなったことを知っていますか



	項目	度数	%
1	知っている	477	95.4
2	知らなかった	23	4.6

改正道路交通法の認知度は、95.4%。

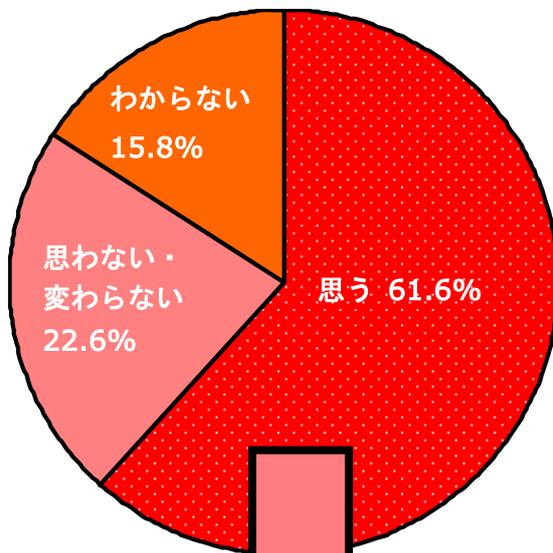
当法令は、駐車違反の取締り強化のほか、駐車監視員の民間委託や放置車両違反金の導入が盛り込まれています。同法では、オートバイも四輪車同様とみなされることから、オートバイユーザーにとっても身近な法令であるといえます。



改正道路交通法後の オートバイユーザーの意識調査

🏍️ 60%以上のユーザー、取締りが「実際に厳しくなった」。 その理由は・・・

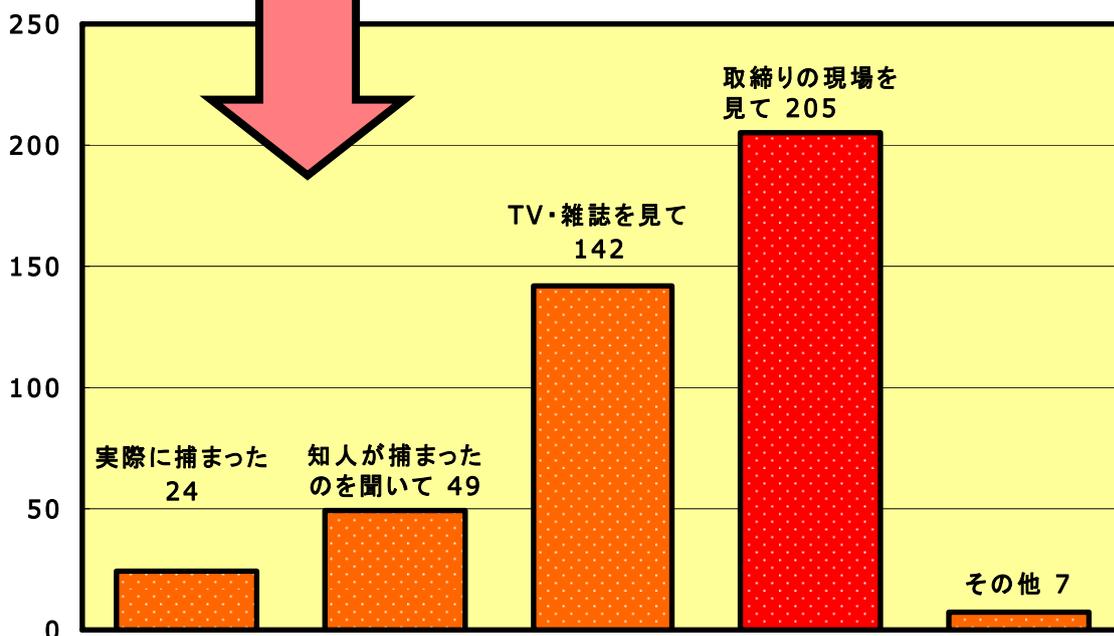
Q3.「改正道路交通法」以降、駐車違反の取締りが実際に厳しくなったと思いますか



	項目	度数	%
1	思う	308	61.6
2	思わない・変わらない	113	22.6
3	わからない	79	15.8

6月1日の法改正を境に、駐車違反の取締りが「実際に厳しくなった」。「思う」と回答したユーザーは、61.6%。

その理由を尋ねたところ、下記棒グラフの結果を得ることが出来ました。



多くのユーザーが、「取締りの現場を見て」と回答。また、TV・雑誌等のメディア情報を得て、厳しくなったと感じたユーザーも多いことが分かります。「実際に捕まった」、「知人が捕まったのを聞いて」の項目の合算は、73ポイントにのぼり、取締り強化を身近に感じたユーザーも少数とは言えないようです。

「その他」の項目では、「路上駐車を見かけなくなった」、「普段、違法駐車で混んでいる道が空いている」と回答したユーザーもいました。

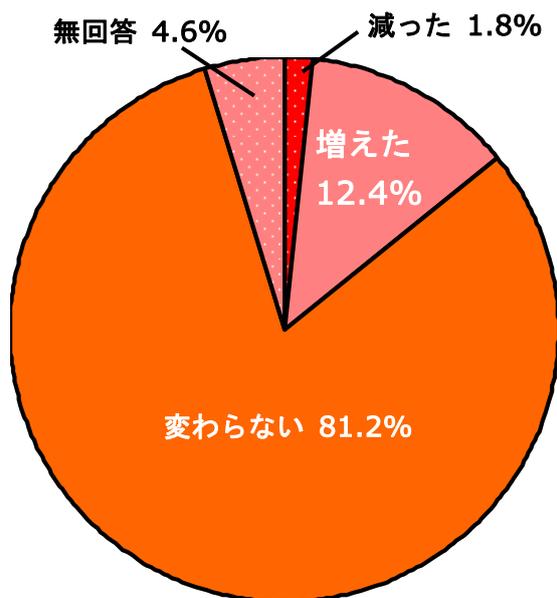




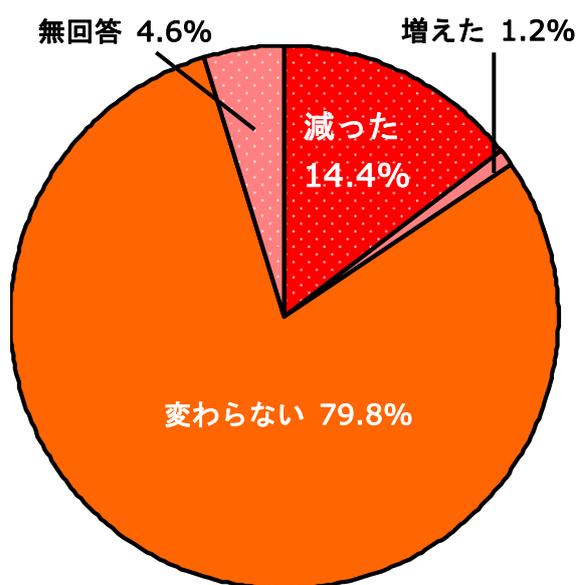
🏍️ 時間貸しオートバイ駐車場の利用頻度が「増えた」 オートバイに乗る頻度が「減った」 いずれも1割を超える

Q4. 「改正道路交通法」以前・以後で時間貸しオートバイ駐車場の利用頻度、オートバイの利用頻度は変わりましたか

【時間貸しオートバイ駐車場の利用頻度】



【オートバイの利用頻度】



	項目	度数	%
1	減った	9	1.8
2	増えた	62	12.4
3	変わらない	406	81.2
4	無回答	23	4.6

	項目	度数	%
1	減った	72	14.4
2	増えた	6	1.2
3	変わらない	399	79.8
4	無回答	23	4.6

大多数がそれぞれ「変わらない」と回答。しかしながら、「時間貸しオートバイ駐車場」の利用頻度が増え、「オートバイ」の利用頻度が減ったと回答したユーザーが1割以上いることから法改正以前・以後で、ユーザーのオートバイライフに少なからず影響があったことが分かります。

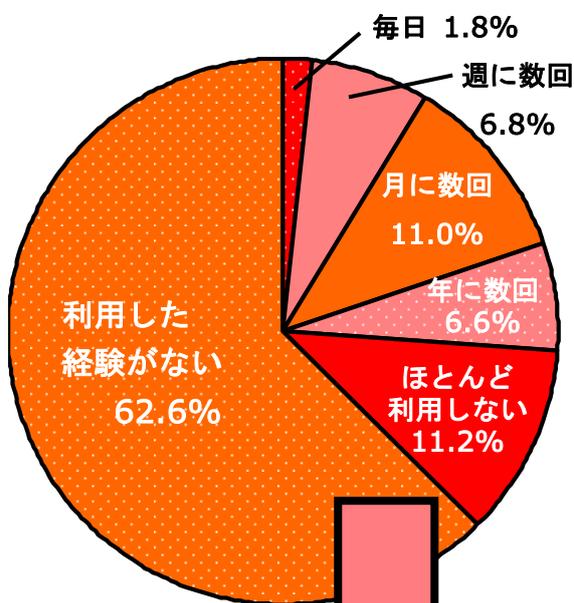
当社の買取事業「バイク王」においても、「駐車する場所がない」、「移動に便利で乗っていたが、そうとは言えなくなった」の理由より売却されるお客さまがおられること、またパーク王のユーザーからは、「違反切符を切られ、罰金を払うくらいなら、駐車場を利用したい」という声が聞こえております。

オートバイの利便性を認識しながらも環境整備が追い付いていない現状が現れており、このことからユーザーの立場に立った早急な対応の必要性が感じられます。



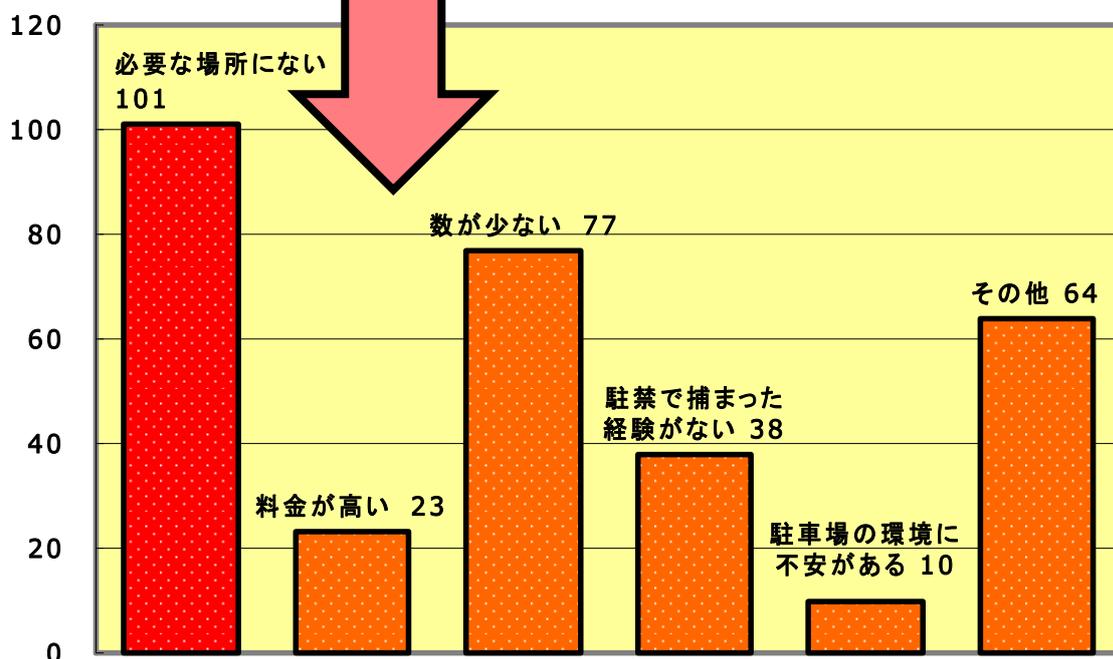
🏍️ 時間貸しオートバイ駐車場「利用した経験がない」60%以上

Q5. 時間貸しオートバイ駐車場を利用する頻度を教えてください



	項目	度数	%
1	毎日	9	1.8
2	週に数回	34	6.8
3	月に数回	55	11.0
4	年に数回	33	6.6
5	ほとんど利用しない	56	11.2
6	利用した経験がない	313	62.6

絶対数が不足しているオートバイ駐車場。改正前と比べ、徐々に増えてきてはいますが、いまだ「利用した経験がない」ユーザーは、62.6%、また「ほとんど利用しない」と回答したユーザーも11.2%にのぼりました。「利用した経験がない」と回答したユーザーに、その理由を尋ねたのが下記の棒グラフです。



1番多く挙げたのは、「必要な場所がない」(101ポイント)、次に「数が少ない」(77ポイント)が続きます。

さらにこの結果を地域でセグメントしたのが、次ページのグラフです。

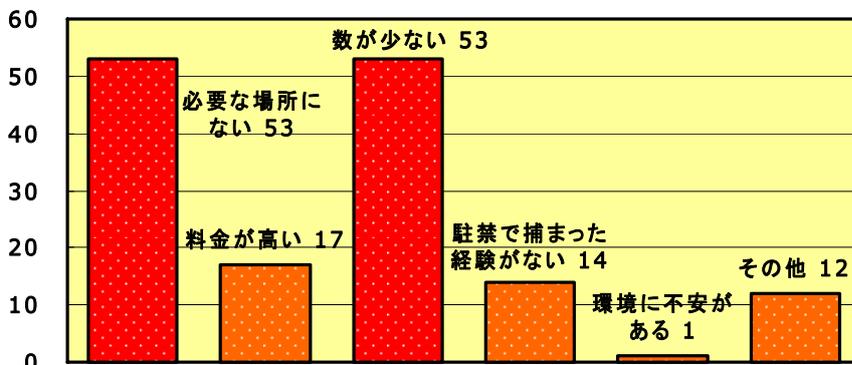
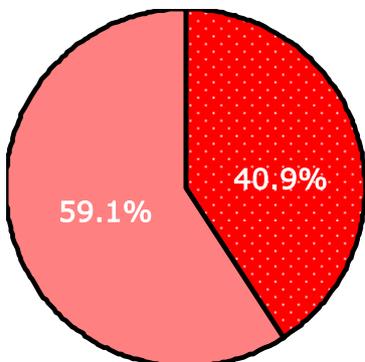


改正道路交通法後の オートバイユーザーの意識調査

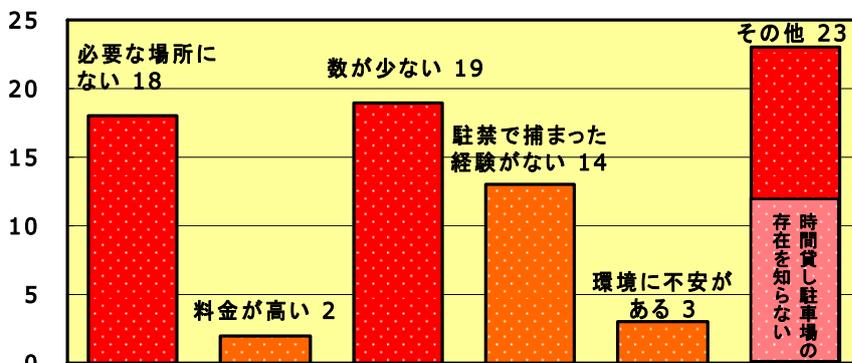
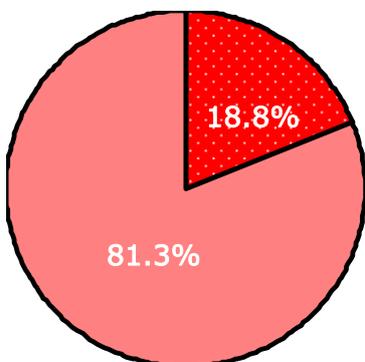
エリアごとの時間貸しオートバイ駐車場の利用経験

・ 1 度でも利用した経験がある ・ 1 度でも利用した経験がない

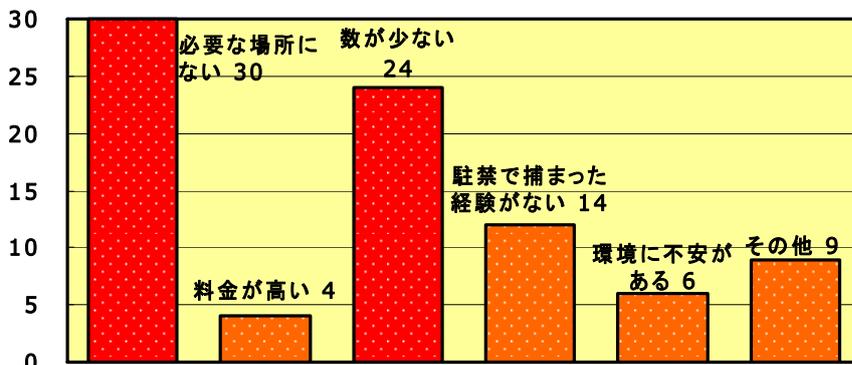
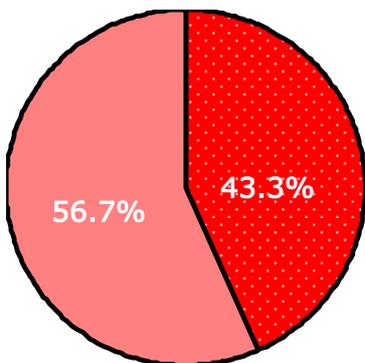
【東京ユーザー】



【名古屋ユーザー】



【大阪ユーザー】



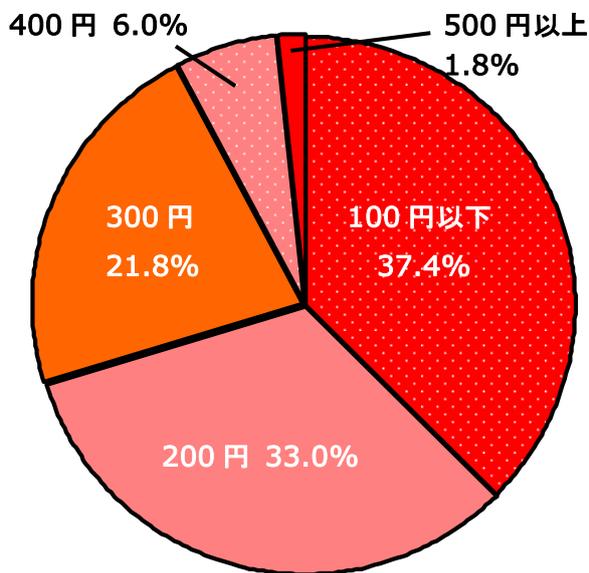
3 エリアともに時間貸しオートバイ駐車場を「1 度でも利用した経験がない」と回答したユーザーが、半数以上を占めました。特に名古屋は、8 割以上と東京・大阪に比べ、著しい数字を示しております。理由として「必要な場所がない」、「数が少ない」が上位に挙がる傾向は、東京・大阪と同じであるものの「その他」の理由として「時間貸しオートバイ駐車場の存在を知らない」が、12 ポイントにのぼりました。実際に名古屋は、有料時間貸しオートバイ駐車場が無いに等しく、整備が追いついていない現状がユーザーの体感からも浮き彫りとなっております。





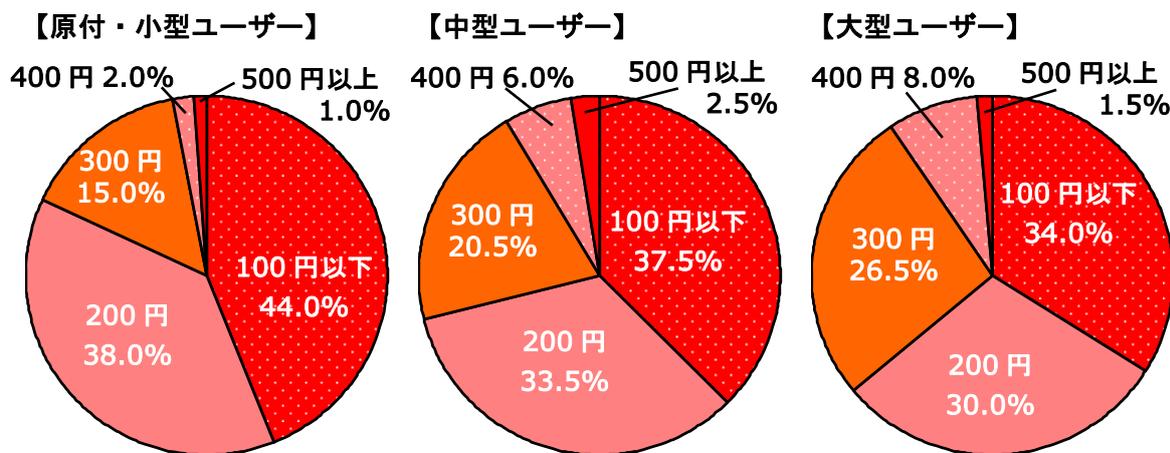
🏍️ 駐車場料金、70%以上が1時間200円になると「高い」

Q6.時間貸しオートバイ駐車場について、1時間いくらだと高いと感じますか



	項目	度数	%
1	100円以下	187	37.4
2	200円	165	33.0
3	300円	109	21.8
4	400円	30	6.0
5	500円以上	9	1.8

70.4%のユーザーが、200円以下が妥当と判断。「300円以上、払っても良い」と回答したユーザーは、全体の7.8%に留まりました。四輪車と比べ、占有面積の小さいことを考慮すると、この結果には納得できます。これを排気量でセグメントしたところ、以下の回答を得ることができました。



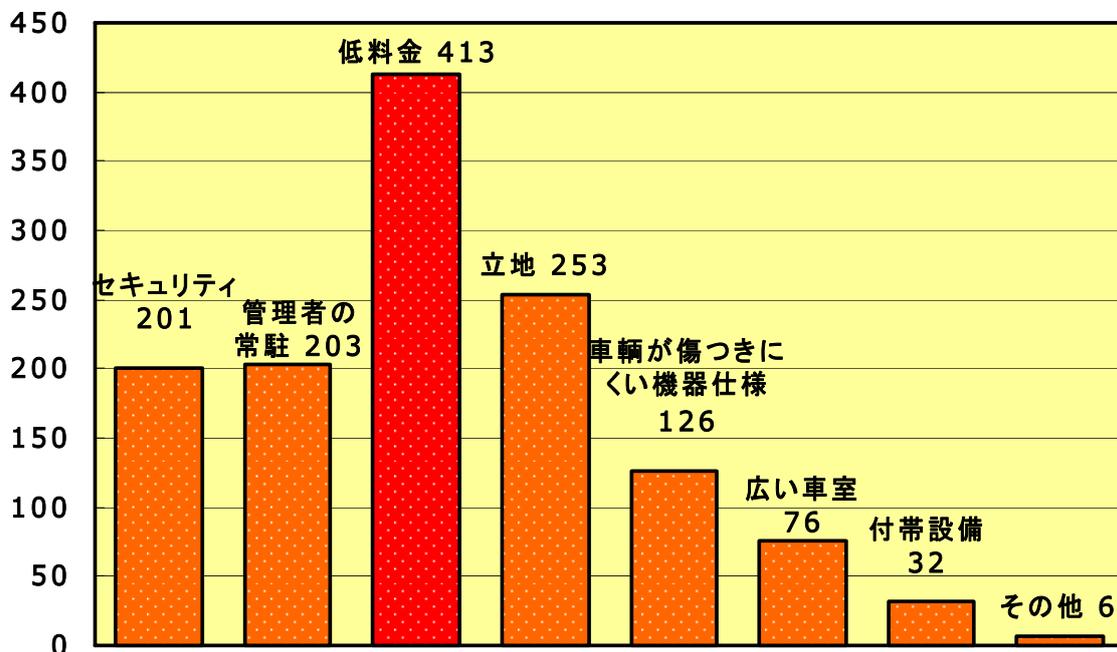
原付・小型ユーザーでは、実に82%が200円以下と回答したのに対し、中型ユーザーは、約71.0%、大型ユーザーでは、64.0%と排気量が大きくなるにつれ、高い料金を支払っても良いと考える傾向にあるようです。排気量大きいオートバイは、車両自体も高額であり、大切なオートバイには、それなりの金額的負担を考慮しているユーザーの心情が垣間見られます。

なお地域ごとのセグメントでは、さほど大きな偏りはなく時間貸し駐車場料金への意識は、全国共通のものがあるようです。



オートバイ駐車場に求めるもの。「低料金」と「セキュリティ」

Q7.時間貸しオートバイ駐車場に求めるものをお答えください(複数回答)



時間貸し駐車場は、「低料金」での利用を求めるユーザーが多い結果となりました。同時に監視カメラ等のセキュリティや管理者の常駐といった安全対策に関する項目も上位に挙がっており、「セキュリティ」、「管理者の常駐」のポイントを合算すると405ポイントとなり、「低料金」(413ポイント)の項目とさほど変わらない結果を示しております。

これらの次に挙げられるのは、「立地」。ユーザーからは、「必要な場所で、見かけたことが無い」(40代・東京)、「駐車場が少ないにもほどがある。まだ1箇所しか見たことが無い」(30代・東京)、「大阪には無いのか、見たことが無い」(30代・大阪)といったコメントが寄せられていることから、オートバイユーザーの生活圏への開設が強く求められております。

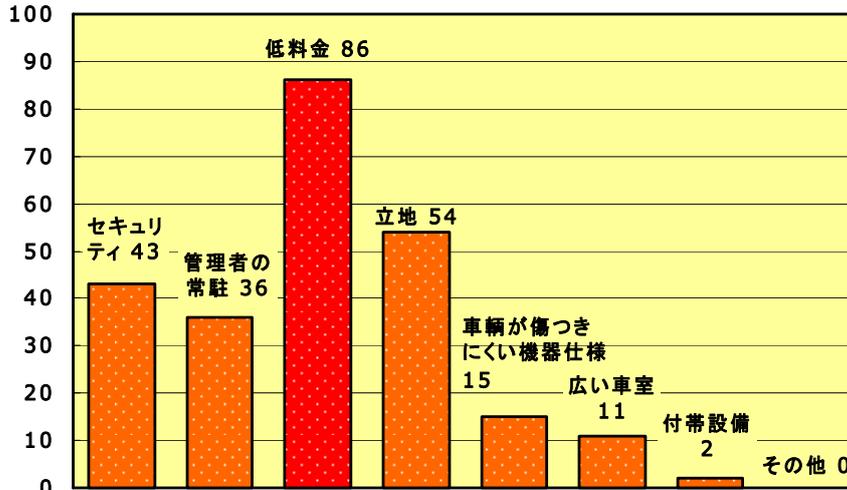
上記調査を排気量別にセグメント(次ページ参照)しますと、排気量が大きくなるにつれ、「車両が傷つきにくい機器仕様」を挙げるユーザーが多くなっていることが分かります。

「Q6.時間貸しオートバイ駐車場について、1時間いくらだと高いと感じますか」の項目同様、大切なオートバイを停める前提として、「低料金もさることながら、車両に優しい駐車場」を求める声が高いと言えるようです。

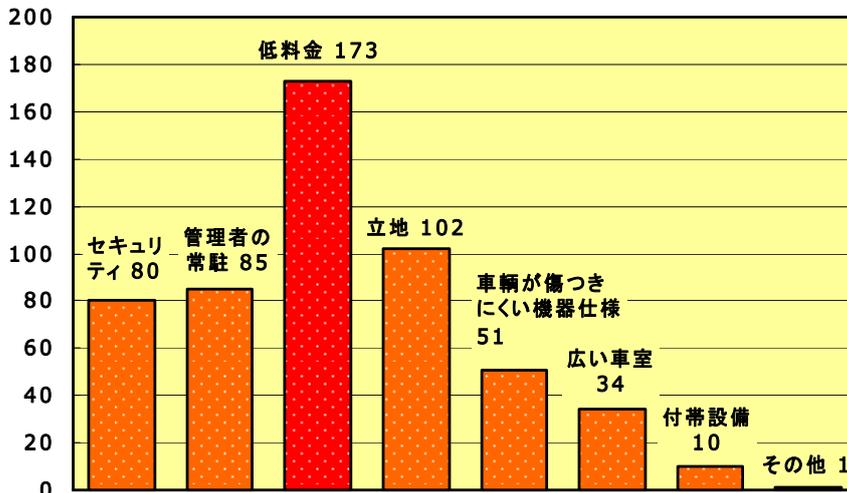


改正道路交通法後の オートバイユーザーの意識調査

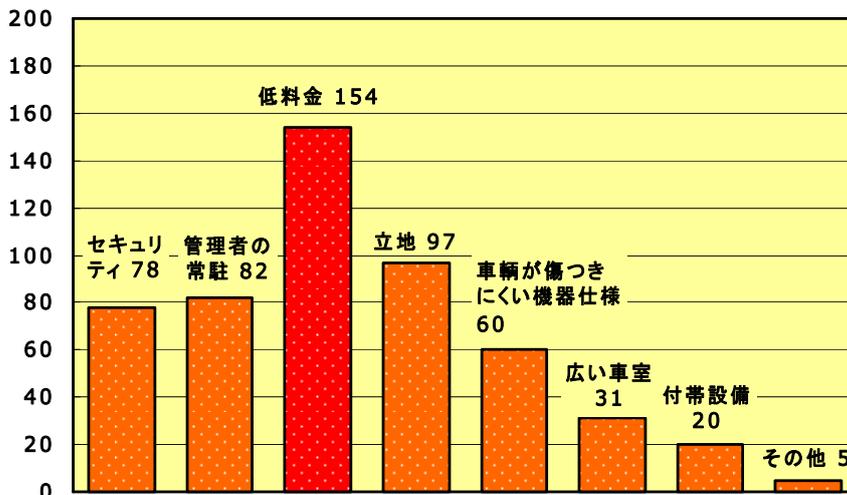
【原付・小型ユーザー】



【中型ユーザー】



【大型ユーザー】





ユーザーの願い。「行く先々にオートバイ駐車場がある社会」

当調査では、「Q8.オートバイユーザーの環境改善について、今後期待することはありますか」の設問で、フリー回答を募りました。

・路上駐車、「ゆるして」(30代・東京)——オートバイユーザーの悲痛な叫び

フリー回答において、大多数を占めた意見は、オートバイ用駐車場の早急なる整備でした。

「気軽にオートバイを駐車できる場所が増えてほしい」(40代・東京)、「安全対策を兼ねて、オートバイ駐車場を増やしてほしい」(30代・東京)といった単にオートバイ駐車場が増えることを願うユーザーが多くいると同時に「車に比べて駐車場が少ないにもかかわらず、車と同じ取締りは納得がいかない」(20代・東京)、「高速道路料金も駐車違反金も、自動車並みに取るのはおかしい」(30代・東京)等、四輪車と画一的な法規制を疑問視するユーザーも見受けられました。

・オートバイにまつわる新たな法施策、続々と

四輪車と比べ、遅れを取っているオートバイの環境整備ですが、ここにきて様々な動きが見られています。まず、11月30日に施行予定の「改正駐車場法」により、大規模なオフィスビルや商業施設などを新築・増改築する場合は、条例で事業者がオートバイ用駐車場の設置を義務付けることが可能となります。そして、歩道上に自転車駐車場の設置が出来ることを盛り込んだ道路法施行令(昨年、交付・施行)にオートバイ用の駐車場設置を盛り込んだ「改正道路法施行令」の検討が進んでおり、これにより「路上オートバイ駐車場」設置への期待が高まっております。

また、調査でも多くのユーザーが関心を寄せていたオートバイ ETC の本格導入が、11月1日より開始されます。

このほかに、オートバイに対する高速道路料金の値下げをユーザーが主体となって、国政へ要望している現状があります。ETC 導入・普及により、料金細分化への対応が可能となっていくことから、改定が強く求められており、今後の動きが注目されています。

これまでも高速道路の二人乗り解禁、AT 限定免許の新設等、ユーザーの働きかけによって実現した規制緩和は多くあります。

オートバイを取り巻く社会は、ユーザーの声に耳を傾けながら、少しずつ改善が進んでおります。



・オートバイへの周知理解、ユーザー自身のマナー向上も大切

調査の結果、「税金も払って、法的にも認められているはずなのに、オートバイへの優遇措置は、ほとんどされていない」(50代・東京)を代表とした「オートバイの市民権獲得」を切望するユーザーが少なからずいることが、分かりました。

日本におけるオートバイの保有台数は、1317万台(2005年3月末現在)といわれており、年々減少傾向にあります。とはいえ、実際に減っているのは、原付といわれる50cc以下の車両。若年層を中心としたビッグスクーターの普及、またシニアライダーには、ハーレーダヴィッドソンをはじめ、大型車両への人気が高まっております。これらの背景には、オートバイを快適移動モビリティとして、趣味のひとつとして、楽しむ人が増えていることが挙げられます。

オートバイユーザーがオートバイライフを快適に過ごすために必要なこと。

それは、「マナーあるライディング」(40代・大阪)、「マナーを守って楽しく乗ろう」(30代・大阪)、「我々オートバイユーザーもマナーを守り、周囲の人たちに迷惑をかける模範となる運転を心がけたい」(30代・東京)というように、ユーザーの節度ある行動がユーザーからも強く求められています。

また、「ノンユーザーにもオートバイを理解してもらえよう活動してほしい」(40代・大阪)、「オートバイの環境改善には、まず情報整備と情報露出の向上が重要だと思う」(30代・東京)といったオートバイへの理解を促す行動を示していくべきとの声も挙がりました。

オートバイに対する理解促進、普及促進の声には、オートバイに関わる事業を展開する当社としても積極的に耳を傾け、広く啓蒙していく必要性を感じております。

オートバイが社会に広く認められ、共生できる環境を形成していくこと、その先にオートバイライフを楽しむユーザーが増えることを見据えた継続的な活動が今、求められています。

■株式会社アイケイコーポレーション会社概要

1998年9月設立(創業1994年9月)。

「オートバイライフの総合プランナー」をビジョンに掲げ、主力ブランドであるオートバイ買取専門店「バイク王」(2006年10月1日現在、54店舗展開)を中心に、オートバイに特化した事業を展開。このほか、パーツ販売事業「バイク王パーツ」、車両販売事業「i-knew」を運営。

2006年3月1日に駐車場事業を営む「株式会社パーク王」を設立(資本金:8,000万円 ※当社出資比率 87.5%、代表取締役社長:大木茂樹、本社:東京都渋谷区)。同年5月8日に開設した「パーク王渋谷文化村通り第一駐車場」を皮切りに、都内中心に15事業地を展開している(2006年10月1日現在)。

2006年8月21日、東京証券取引所市場第二部上場。証券コード:3377

